

# 交通災害共済見舞金請求の仕方

## 1 対象となる交通事故

共済期間中に日本国内の道路上で起きた自動車、バイク、自転車等の交通に伴う衝突、接触、転落、転倒などの事故。又は歩いていてこれらの車両にはねられたり、ひかれたりした事故が対象となります。

(注) 道路とは、道路法(昭和27年法律第180号)による道路(国道、都道府県道、市町村道など)及び一般交通の用に供するその他の場所並びに自動車道をいいます。しかし工場構内、建築現場、バス会社の操車場内等で、一般人の通行が認められていない場所は道路に準ずる場所とは認められません。

## 2 対象とならない事故

歩行中、その他交通事故以外の不注意による事故。バス等の乗降中における事故

幼児用の車(幼児用三輪車・幼児用自転車等)による自損事故

会員の故意又は重大な過失があったとき。地震、洪水、津波等、天災による事故

## 3 必要な書類

- ※① 交通事故証明書(自動車安全運転センターの発行したもの)  
交通事故自認書(組合所定のもの) 交通事故証明書が得られない場合に使用  
※「事故の状況」・「事故発生場所」は詳細に記入する
- ※② 医師の診断書(組合所定のもの ※治療実日数が記載された医師の診断書)  
治療証明書(※実際に治療にかかった日が記載されたもの ※柔道整復師、鍼灸師等の治療の証明)  
診断書等の通院日数は文章ではなく、カレンダー形式で該当日を丸で囲んだものが必要  
記入例(×: 何年何月何日～何月何日、○: ① 2 3 ④・・・㊦1, 4日が通院日)

(注) ※①・※②は、それぞれどちらか一方が必要となります。

○同乗者証明書(組合所定のもの)

交通事故証明が得られた場合で事故当事者欄に同乗者として災害を受けた会員の記載がないとき

○会員証(ただし、事故に遭った年度の会員証)

○振込口座の確認できるもの(被害者本人名義のもの)

○その他

代理人が請求するとき - - - - - 委任状

遺族が請求するとき - - - - - 死亡診断書又は死体検案書、その遺族と会員との関係を証する戸籍謄本

身体障害見舞金の請求するとき - - - - - 障害診断書及び身体障害者手帳の写し

現住所が加入時の市町村と異なる場合 - 住民票

## 4 見舞金の請求

・見舞金の請求は、事故の発生した日の翌日から起算して2年以内です。

・請求手続は、市役所のみの受け付けとなります。月曜から金曜の午前8時30分から午後5時までの間に市役所2階の協働推進課窓口にお越し下さい。出張所では見舞金支払の請求手続きはできません。

・請求に要する組合所定の各種用紙は、市役所2階協働推進課、各出張所にあります。

・請求書類の内容に不備がある時は、見舞金が支給されないことがあります。

・請求に要する診断書等の作成には所要の費用がかかりますが、組合所定の様式ですと、助成金が出ます。

(注) 見舞金請求において、添付書類の交通事故証明書・診断書は原則として原本の提出となります。

ただし、保険会社等で原本確認証明を受けている場合に限り、原本を提出した保険会社等の問い合わせ先(名称と電話番号)が記載してあるものについてはコピー(写し)の書類で提出ができます。

原本確認証明を受けてない場合は、保険会社等の問い合わせ先(名称と電話番号)を朱書してください。

○不明な点がありましたら下記までお問合せ下さい。

富士見市役所 協働推進課 Tel 049 (251) 2711